

消費税の取扱いについて

1 課題内容

「諮問 92 号の答申 科学技術研究調査の変更について」（平成 28 年 9 月 29 日付統計委第 7 号）における今後の課題として、「本調査では、消費税込みでの回答が求められているが、報告者の負担軽減の観点から、税込みで回答するか、税抜きで回答するかについて報告者が選択できる方法（経済センサス - 活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）等で導入されている。）を採用することの可否を検討する必要がある。」とされたもの。

2 検討内容

(1) 調査票案

当調査で消費税の取扱い（税込み又は税抜き）を報告者が選択できる方法（以下「消費税の取扱い選択式」という。）を導入するにあたっては、以下のとおり調査項目を変更する。

- ・ 消費税込み・抜きのどちらで回答するかを問う選択欄の項目を追加

【選択欄の項目イメージ】

消費税の税込み記入・税抜き記入の別を記入してください。

○できる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「税抜き」で記入してください。

税込み 税抜き

- ・ 社内（内部）で使用した研究費の内訳のうち有形固定資産の購入費の内訳である「土地・建物など」を「土地」と「建物など」に分割

【現在の有形固定資産購入費の内訳】

| | |
|------------|---|
| 有形固定資産の購入費 | 円 |
| 土地・建物など | 円 |
| 機械・器具・装置など | 円 |
| その他の有形固定資産 | 円 |

【変更案】

| | |
|------------|---|
| 有形固定資産の購入費 | 円 |
| 土地 | 円 |
| 建物など | 円 |
| 機械・器具・装置など | 円 |
| その他の有形固定資産 | 円 |

なお、「無形固定資産の購入費」には、非課税となる土地に関するもの（借地権など）も含まれており、「その他の経費」には、非課税となる有形固定資産にかかる固定資産税といった租税公課や軽減税率が適用される新聞等も含まれている。精緻な税込み補正を行うためには、これらの費用を個別に把握する必要があるが、報告者の負担が大きくなるため、現行どおり、それぞれに含めて把握する。

(2) 税込み補正の可能性

消費税の取扱い選択式を導入した場合、集計時には「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日付(平成29年3月29日改定)各府省統計主管課長等会議申合せ)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、税抜きで記入された調査票は、税込みに補正する必要がある。

各調査項目について、ガイドラインに則した補正の可能性を検討した結果は以下のとおり。

【税込み補正が可能と考えられる項目】

○社内(内部)で使用した研究費

非課税項目である「人件費」及び有形固定資産の購入費の「土地」はそのまま集計し、その他の項目はそれぞれの記入値に消費税率(標準税率)を乗じることで税込み補正を行う。

| 項目 | 補正方法 |
|------------------|---------------|
| 総額 | 補正後の内訳を足し上げ |
| 人件費 | 非課税項目のためそのまま |
| 原材料費 | 消費税率を乗じて税込み補正 |
| 有形固定資産の購入費 | 補正後の内訳を足し上げ |
| 土地 | 非課税項目のためそのまま |
| 建物など | 消費税率を乗じて税込み補正 |
| 機械・器具・装置など | |
| その他の有形固定資産 | |
| 無形固定資産の購入費 | 消費税率を乗じて税込み補正 |
| うちソフトウェア | ※非課税項目を含む |
| リース料 | 消費税率を乗じて税込み補正 |
| その他の経費 | 消費税率を乗じて税込み補正 |
| うち派遣労働者に関する費用(注) | ※非課税項目を含む |

(注) 検討課題2「フラスカチ・マニュアル等への対応(派遣された研究者の取扱い)」への対応を反映

ただし、課税項目に非課税項目を含めた上での補正であり、ガイドラインに則した詳細な補正とは言い難い。

○総売上高(企業)

ガイドラインに則した補正方法として、記入値に消費税率を乗じることで税込み補正を行う。なお、以下に示す業種については軽減税率を適用し、その他の業種については標準税率を適用することとなる。

・軽減税率を適用する業種

日本標準産業分類の産業中分類のうち

「01 農業」「03 漁業」「09 食料品製造業」「52 飲食料品卸売業」

【税込み補正が困難な項目（理由）】

○性格別研究費、製品・サービス分野別研究費、特定目的別研究費

各分野等の研究費の内訳（人件費、原材料費、固定資産の購入費など）の投入比率が不明であり、各分野等の研究費ごとに内訳を把握することは、報告者の負担が大きくなる。

また、社内（内部）で使用した研究費と同じ投入比率と仮定して、税込み補正することも技術的には可能であるが、実際の税込み金額との乖離が大きくなると考えられる。

○社外（外部）から受け入れた研究費、社外（外部）へ支出した研究費

名目のいかんを問わず、研究を行なうことを目的とした金額の受払いについて回答を求めており、課税対象（委託研究契約など）と非課税金額（補助金、助成金など）が混在している。課税対象と非課税金額をそれぞれ把握することは、報告者の負担が大きくなる。

また、これらを一律に税込み補正することは実際の税込み金額との乖離が大きくなると考えられる。

○国際技術交流（企業）

技術輸出における取引の消費税は免除される。

一方、技術輸入における取引は、権利の使用料のように国外取引として不課税となる場合と技術指導のように国内で行なわれる役務提供の対価のため課税対象となる場合があり、消費税の取扱いは取引内容によって異なる。

本調査では相手先の国籍別に技術に関する取引をまとめて把握しており、取引内容ごとにそれぞれ把握することは、報告者の負担が大きくなる。

また、これらを一律に税込み補正することは、実際の税込み金額との乖離が大きくなると考えられる。

○支出総額（非営利団体・公的機関及び大学等）

総額のみ把握であり、内訳を把握することは、報告者の負担が大きくなる。

また、総額に消費税率を乗じて税込み補正することは、実際の税込み金額との乖離が大きくなると考えられる。

3 事務局案

消費税の取扱い選択式を導入することとする。

しかし、集計方法については、上記2のとおり検討したが、当調査では、全ての調査項目（経理項目）で税込み補正することは困難である。また、税込み補正が可能と考えられる項目であっても、ガイドラインに則した詳細な補正を行なうことは困難なことから、各調査項目については、税込み・税抜きの混在集計とし、参考値として、税込み補正した社内（内部）で使用した研究費及び企業の総売上高を提供することとする。